

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

第33回理事会

提案事項

1 提案事項

第1号提案 常勤理事の報酬の額	• • • • • P3
第2号提案 事務次長（業務執行理事）の選定	• • • • • P4
第3号提案 代表理事及び会長の代行順位	• • • • • P5
第4号提案 事務次長の職務権限規程の改正	• • • • • P6
資料1 公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 事務次長の職務権限規程（案）	• • • • • P7
資料2 公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 事務次長の職務権限規程新旧対照表	• • • • • P9

2 参考

第33回理事会役員名簿	• • • • • P11
-------------	---------------

**公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会
第33回理事会
提案書**

提案事項 第2号提案

事務次長（業務執行理事）の選定

定款第20条第2項、第3項、第21条第3項及び第30条第3号の規定により、事務次長について、次のとおり選定することを提案します。

ただし、理事に選任されていることを条件とします。

事務次長（業務執行理事） 千葉 信義

【参考条文】

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 定款

第20条（役員及び会計監査人の設置） 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上30名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事の中から事務総長を1名、副会長及び事務次長を複数名置くことができる。

3 前項の会長及び事務総長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の代表理事とする。また、事務次長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第21条（役員及び会計監査人の選任） 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

3 会長、副会長、事務総長及び事務次長は、理事会の決議によって選定する。

第30条（権限） 理事会は、次の職務を行う。

(3) 会長、副会長、事務総長及び事務次長の選定及び解職

提案事項 第3号提案

代表理事及び会長の代行順位

定款第13第1項、第14条、第32条第1項及び第33条第2項に基づき、2026年1月1日以降の代表理事及び会長に事故あるとき又は欠けたときは、次に掲げる順位により、代行することを提案します。

ただし、理事に選任されていることを条件とします。

- 1 河村 正人 事務総長
- 2 佐藤 速水 事務次長
- 3 小池 政則 事務次長
- 4 栗本 尚幸 事務次長
- 5 八山 幸司 事務次長
- 6 千葉 信義 事務次長

【参考条文】

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 定款

第13条（招集）社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき第20条第3項に規定する代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順位により各理事がこれにあたる。

第14条（議長）社員総会の議長は、第20条第2項に規定する会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事がこれにあたる。

第32条（招集）理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事が理事会を招集する。

第33条（議長）理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により各理事がこれにあたる。

提案事項 第4号提案

事務次長の職務権限規程の改正

定款第22条第2項の規定により、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会の事務次長の職務権限規程について、資料1のとおり改正することを提案します。

【資料】

- ・資料1 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 事務次長の職務権限規程（案）
- ・資料2 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 事務次長の職務権限規程
新旧対照表

【参考条文】

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 定款

第22条（理事の職務及び権限） 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び事務総長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、事務次長は事務総長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

資料 1

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

事務次長の職務権限規程（案）

2022年5月19日制定
2025年12月25日最近改正

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）の定款第22条第2項の規定に基づき、事務次長の職務権限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 事務次長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担当	所掌事務
佐藤 速水 事務次長	みどりの価値企画部、事業部、展示部、出展部、植物部の事務に関すること。
小池 政則 事務次長	監査課、総務部、財務部、整備部、交通対策室の事務に関すること。
栗本 尚幸 事務次長	財務部、機運醸成部、事業部の事務に関すること。
八山 幸司 事務次長	サステナビリティ推進部、環共創造部、国際部、国際出展工事推進部、事業部、テーマ催事部、運営部の事務に関すること。
千葉 信義 事務次長	総務部、財務部、総合企画調整室の事務に関すること。

ただし、組織改編があった場合には従前の事務を引き続き所掌する。また、重要事項及び各部・室にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。

（細則）

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により定める。

（改廃）

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2022年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、2023年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年1月1日から施行する。

**公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会
事務次長の職務権限規程 新旧対照表**

新	旧																								
<p>2022年5月19日制定 2025年12月25日最近改正</p> <p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 事務次長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担当</th><th style="text-align: center;">所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">佐藤 速水 事務次長</td><td><u>みどりの価値企画部</u>、事業部、展示部、出展部、植物部の事務に関すること。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">小池 政則 事務次長</td><td>監査課、総務部、財務部、整備部、交通対策室の事務に関すること。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">栗本 尚幸 事務次長</td><td>財務部、機運釀成部、事業部の事務に関すること。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">八山 幸司 事務次長</td><td>サステナビリティ推進部、<u>環共創造部</u>、国際部、<u>国際出展工事推進部</u>、事業部、<u>テーマ催事部</u>、運営部の事務に関すること。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>千葉 信義 事務次長</u></td><td><u>総務部</u>、<u>財務部</u>、<u>総合企画調整室</u>の事務に関すること。</td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、組織改編があった場合には従前の事務を引き続き所掌する。また、重要事項及び各部・室にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は、2022年5月19日から施行する。</p>	担当	所掌事務	佐藤 速水 事務次長	<u>みどりの価値企画部</u> 、事業部、展示部、出展部、植物部の事務に関すること。	小池 政則 事務次長	監査課、総務部、財務部、整備部、交通対策室の事務に関すること。	栗本 尚幸 事務次長	財務部、機運釀成部、事業部の事務に関すること。	八山 幸司 事務次長	サステナビリティ推進部、 <u>環共創造部</u> 、国際部、 <u>国際出展工事推進部</u> 、事業部、 <u>テーマ催事部</u> 、運営部の事務に関すること。	<u>千葉 信義 事務次長</u>	<u>総務部</u> 、 <u>財務部</u> 、 <u>総合企画調整室</u> の事務に関すること。	<p>2022年5月19日制定 2025年3月21日最近改正</p> <p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 事務次長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担当</th><th style="text-align: center;">所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">佐藤 速水 事務次長</td><td>事業部、展示部、出展部、植物部の事務に関すること。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">小池 政則 事務次長</td><td>監査課、総務部、財務部、<u>企画調整部</u>、整備部、交通対策室の事務に関すること。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">栗本 尚幸 事務次長</td><td>財務部、機運釀成部、事業部の事務に関すること。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">八山 幸司 事務次長</td><td>サステナビリティ推進部、国際部、事業部、運営部の事務に関すること。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、組織改編があった場合には従前の事務を引き続き所掌する。また、重要事項及び各部・室にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は、2022年5月19日から施行する。</p>	担当	所掌事務	佐藤 速水 事務次長	事業部、展示部、出展部、植物部の事務に関すること。	小池 政則 事務次長	監査課、総務部、財務部、 <u>企画調整部</u> 、整備部、交通対策室の事務に関すること。	栗本 尚幸 事務次長	財務部、機運釀成部、事業部の事務に関すること。	八山 幸司 事務次長	サステナビリティ推進部、国際部、事業部、運営部の事務に関すること。	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
担当	所掌事務																								
佐藤 速水 事務次長	<u>みどりの価値企画部</u> 、事業部、展示部、出展部、植物部の事務に関すること。																								
小池 政則 事務次長	監査課、総務部、財務部、整備部、交通対策室の事務に関すること。																								
栗本 尚幸 事務次長	財務部、機運釀成部、事業部の事務に関すること。																								
八山 幸司 事務次長	サステナビリティ推進部、 <u>環共創造部</u> 、国際部、 <u>国際出展工事推進部</u> 、事業部、 <u>テーマ催事部</u> 、運営部の事務に関すること。																								
<u>千葉 信義 事務次長</u>	<u>総務部</u> 、 <u>財務部</u> 、 <u>総合企画調整室</u> の事務に関すること。																								
担当	所掌事務																								
佐藤 速水 事務次長	事業部、展示部、出展部、植物部の事務に関すること。																								
小池 政則 事務次長	監査課、総務部、財務部、 <u>企画調整部</u> 、整備部、交通対策室の事務に関すること。																								
栗本 尚幸 事務次長	財務部、機運釀成部、事業部の事務に関すること。																								
八山 幸司 事務次長	サステナビリティ推進部、国際部、事業部、運営部の事務に関すること。																								
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																								

新	旧
(略) 附 則 この規程は、2022年5月19日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、2026年1月1日から施行する。</u>	(略) 附 則 この規程は、2025年4月1日から施行する。 <u>(新規)</u>

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

第33回理事会 役員名簿

(第33回理事会時点。協会役職順・氏名 五十音順。敬称略)

協会役職	氏名	所属・役職
会長・代表理事	筒井 義信	一般社団法人 日本経済団体連合会 会長
事務総長・代表理事	河村 正人	事務総長
副会長・理事	上野 孝	一般社団法人 神奈川県商工会議所連合会 会頭
		横浜商工会議所 会頭
副会長・理事	黒岩 祐治	神奈川県知事
副会長・理事	小林 健	日本商工会議所 会頭
副会長・理事	滝澤 秀之	一般社団法人 神奈川経済同友会 代表幹事
副会長・理事	野並 直文	一般社団法人 神奈川県経営者協会 会長
副会長・理事	山中 竹春	横浜市長
副会長・理事	和田 新也	一般社団法人 日本造園建設業協会 会長
理事	草野 満代	フリーアナウンサー
理事	小室 淑恵	株式会社 ワーク・ライフバランス 代表取締役社長
理事	滝 久雄	株式会社ぐるなび・株式会社NKB両社、取締役会長 公益財団法人 日本交通文化協会 理事長
理事	田代 桂子	公益社団法人 経済同友会 副代表幹事 大和証券グループ本社 取締役 兼 執行役副社長
理事	田中 里沙	学校法人 先端教育機構 事業構想大学院大学 学長
理事	ナリン アドバニ	entomo pte. ltd. Co-Founder BIPROGY 株式会社 社外取締役
理事	南場 智子	株式会社 ディー・エヌ・エー 代表取締役会長
理事	宮永 俊一	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会財務委員会委員長
理事	望月 澄枝	横浜商工会議所 女性会 会長
理事	横田 韶子	株式会社 コラボラボ 代表取締役
理事	吉高 まり	一般社団法人 パーチュデザイン 代表理事 東京大学教養学部 客員教授
事務次長・業務執行理事	佐藤 速水	事務次長
事務次長・業務執行理事	小池 政則	事務次長
事務次長・業務執行理事	栗本 尚幸	事務次長
事務次長・業務執行理事	八山 幸司	事務次長
監事	太田 真晴	元日本公認会計士協会 神奈川県会 会長
監事	二川 裕之	元神奈川県弁護士会 会長